

令和5年第5回加賀市農業委員会定例総会

令和5年5月25日(木)

開会（午後1時25分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和5年第5回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち11名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17日に加納委員、伊藤委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	（挨拶）
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>5番 中野委員、6番 中出委員を指名します。</p>
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請やについて	
議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（宮下）	説明させていただきます。議案第18号、 XXXXXXXXXX

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は1件です。</p> <p>整理番号1番、譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は123aです。譲受人は水稻を主に農業を営んでおり、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。譲渡人は県外に居住しており、農地の管理もままならないことから、譲受人に譲渡することとなったものです。</p> <p>以上、この案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第18号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>議案第19号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>それでは、議案 第19号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>はい。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。</p> <p>今月の申請は利用権の新規が1件で、面積の合計は3,000㎡の集積計画案です。</p> <p>以上この1件については、農地の受け手がいずれも農業</p>

議長（中村会長） 事務局（宮下）	<p>6番の転用目的は駐車場建設です。雨水は砂利舗装で浸透させる計画です。</p> <p>以上6件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は2ページから7ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積452㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家に近い申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、3筆、面積計1,276㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は■■■■■■■■■■を営んでおり、申請地を購入してアパートを建設するものです。申請地は、準住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>3番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、面積33㎡、転用目的は敷地拡張です。譲受人は■■■■■■■■■■に居住しており、申請地を購入して家庭菜園を兼ねた庭とするため、敷地拡張するものです。申請地は、農地の拡がりが10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、既存施設の面積171㎡以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>4番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、3筆、面積計281㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第</p>
---------------------	--

	<p>3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>5番は■■■■地内にあり、田、面積411㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、四方が宅地等に囲まれている宅地化進行区域にあるため住居連たんになり、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>6番は■■■■地内にあり、畑、4筆、面積計705㎡、転用目的は駐車場建設です。譲受人は■■■■を営んでおり、増産による従業員の増員に対応するため、隣接地である申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、既存施設の面積94,188.11㎡以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長） 大家職務代理</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>整理番号1番は使用貸借ですが、500㎡近い面積を賃貸借とせず使用貸借にしたのはなぜですか。それと、6番の申請地が飛び地になっています。なぜ飛び地になっているのですか。</p>
<p>事務局（宮下）</p>	<p>1番については、担当の者に聞かないとわかりませんので、来月に回答します。6番ですが、この辺りは虫食いのように農地が残っています。なぜそのようになったのか当時のことはわかりません。今回、その農地を転用して、一帯を駐車場にする予定ということです。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ほかにご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第20号 農地法第5条の規定による許可申請につ</p>

議長（中村会長）	<p>いて、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
報告第 11 号 農地貸借の合意解約について	
議長（中村会長）	次に、報告 第 11 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	<p>はい。農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。</p> <p>今月の届出は 1 件で、1 筆 102 m²の面積です。</p> <p>以上、この 1 件については解約理由が農地転用であり、また解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
	（意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、終わります。
報告第 12 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について	
議長（中村会長）	次に、報告第 12 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。
	（委員からの報告なし）
議長（中村会長）	<p>なければ、私の方から報告します。5 月 15 日常設審議委員会があり、5 条案件 4 件全て許可相当でした。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
事務連絡	
事務局（宮下）	その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明

議長（中村会長）	<p>（活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和5年第5回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
閉会（午後1時54分）	